

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第2 同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第19号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第7 承認第3号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第37号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (令和4年度宇美小学校体育館外壁等改修工事)
- 日程第11 議案第38号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第39号 宇美町運動施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第40号 宇美町ふるさと応援基金条例について
- 日程第14 議案第41号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 議案第42号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第43号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第44号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 議案第45号 令和5年度宇美町一般会計補正予算 (第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第2 同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第19号 糟屋郡公平委員会委員の選任について

- 日程第6 同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
日程第7 承認第3号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 議案第37号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和4年度宇美小学校体育館外壁等改修工事）
日程第11 議案第38号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第12 議案第39号 宇美町運動施設条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第40号 宇美町ふるさと応援基金条例について
日程第14 議案第41号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第42号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第43号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第44号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第45号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第3号）

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸 副町長 …………… 原田 和幸

副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	工藤 正人	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	中西 敏光
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	八島 勝行	健康課長	尾上 靖子
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	久我 政克
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	飯西 美咲

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

現在の選挙管理委員及び補充員の方々の任期が10月15日をもって満了となります。したがって、地方自治法第182条の規定により、議会の選挙管理委員及び補充員の各4名を選出するものであります。

それでは、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、櫻木幸弘氏、村山八重子氏、小川満氏、伊豆丸淳子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました櫻木幸弘氏、村山八重子氏、小川満氏、伊豆丸淳子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。第1順位、林志信氏、第2順位、池田良治氏、第3順位、松田久富氏、第4順位、吉本壽絵氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、林志信氏、第2順位、池田良治氏、第3順位、松田久富氏、第4順位、吉本壽絵氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第2 同意第16号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めらるものでございます。

氏名につきましては、森尾順策氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、宇美町固定資産評価審査委員会委員安河内毅氏の任期が令和5年9月30日で満了することに伴い、後任として森尾順策氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

次のページ、2ページにつきましては、参考資料1としまして、森尾順策氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の3ページ、参考資料2につきましては、上段に地方税法の抜粋を、中段には現在の固

定資産評価審査委員会委員3名の方の名簿をつけさせていただいております。第423条第6項で、固定資産評価審査委員会の委員の任期は3年とするとされております。したがって、本日同意いただきますと、森尾順策氏の任期は安河内毅氏の後任でございますので、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第16号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第3. 同意第17号

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 引き続き、お願いいたします。同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命についてでございます。

宇美町教育委員会委員に次の者を任命する。

氏名につきましては、金子辰美氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照を願います。

提案理由でございますが、宇美町教育委員会委員金子辰美氏の任期が令和5年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次の2ページにつきましては、参考資料1としまして金子辰美氏の略歴を添付しております。御参照願います。

次の3ページ、参考資料2では、上段に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、下段には宇美町教育委員会委員の名簿をつけさせていただいております。第3条、組織のところを御覧ください。教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織するとされております。また第5条、任期につきましては、教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とするとされております。したがって、教育委員会委員名簿にございます金子辰美氏が再任された場合には、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

これから、同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子） ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、高橋議員及び4番、丸山議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子） 念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林 議員	2 番	安川 議員
3 番	高橋 議員	4 番	丸山 議員
5 番	平野 議員	6 番	安川 議員
7 番	入江 議員	8 番	黒川 議員
9 番	鳴海 議員	10 番	白水 議員
11 番	藤木 議員		

.....

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、高橋議員及び4番、丸山議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票なしです。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第17号 宇美町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定されました。

議場の出入りを開きます。

〔議場開鎖〕

日程第4. 同意第18号

日程第5. 同意第19号

日程第6. 同意第20号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてから日程第6、同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。それでは、同意第18号から同意第20号までを続けて説明させていただきます。

最初に、同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

氏名につきましては、城戸清壽氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページ、2ページは、参考資料1としまして、城戸清壽氏の略歴を添付しております。御参照願います。

次の3ページ、参考資料2では、上段に地方公務員法、中段に糟屋郡公平委員会規約の抜粋を、下段には糟屋郡公平委員会委員の名簿をつけさせていただいております。地方公務員法第9条の

2第10項で、委員の任期は4年とするとされています。したがって、本日同意を頂きますと、城戸清壽氏の任期は、令和5年11月1日から令和9年10月31日までの4年間となるものでございます。

では、続きまして、同意第19号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

氏名につきましては、安倍政明氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い後任を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページ、2ページにつきましては、参考資料1としまして、安倍政明氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の3ページ、参考資料2は、先ほどと同様ですので説明を省略させていただきますが、同意を頂きますと安倍政明氏の任期につきましても、令和5年11月1日から令和9年10月31日までの4年間となるものでございます。

次に、最後になりますが、同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。糟屋郡公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

氏名につきましては、尾島弘典氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了することに伴い後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次の2ページは、参考資料1としまして、尾島弘典氏の略歴を添付しておりますので、御参照願います。

次の3ページ、参考資料2につきましては、説明を省略させていただきますが、同意を頂きますと、尾島弘典氏の任期も令和5年11月1日から令和9年10月31日までの4年間となるものでございます。

なお、尾島氏につきましては、現職でございますので引き続きお願いすることとなります。

以上で、同意第18号から同意第20号までの説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。これから採決を行いますが、採決はそれぞれの議案ごとに起立によっ

て行います。

では、同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決をいたします。同意第18号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第19号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決をいたします。同意第19号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第19号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決をいたします。同意第20号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、同意第20号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第7. 承認第3号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、承認第3号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） それでは、承認第3号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてでございます。

宇美町自治功労表彰候補者として次の者を推薦する。

氏名につきましては、土生政勝氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、土生政勝氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則第4条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

次のページ、2ページは、参考資料1としまして、土生政勝氏の略歴を添付しておりますので御参照願います。

次の3ページ、参考資料2では、宇美町表彰規則の抜粋を添付しております。第4条に自治功労表彰についての記載がございまして、第1項に、自治功労表彰は、次の各号に掲げる職の区分

に応じ、当該各号に定める年数以上在職した者と定められております。土生政勝氏につきましては、次のページで説明をいたしますが、民生委員・児童委員として23年在職されておりましたので、この第4号に該当することとなります。

次のページ、4ページは、参考資料3でございますが、公職名簿を添付させていただいております。土生政勝氏は、平成11年12月1日に民生委員・児童委員に就任され、令和4年11月30日に退任、在職年数は23年となるものでございます。

なお、区長及び選挙管理委員会委員につきましては、民生委員・児童委員と時期がかぶっていることから、一番右の換算後の年月数はゼロ年となっているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

承認第3号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第8. 諮問第1号

日程第9. 諮問第2号

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたしました。諮問第1号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者に、次の者を推薦いたします。

氏名は、平島直美氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。御参照願います。

提案理由でございますが、平島直美氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。参考資料1として、平島直美氏の略歴を記載させていただいております。経歴のところで、今現在、人権擁護委員として就任されております。今回、再任の方でございます。

3ページをお願いいたします。参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋と下段のほうに

現在の人権擁護委員名簿のほうを記載させていただいております。人権擁護委員法第9条、中段になりますが、委員の任期としましては、人権擁護委員の任期は3年とされており。今回、同氏が再任された場合がございますが、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となるものでございます。

続けまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

候補者でございますが、氏名は、吉本壽絵氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照をお願いいたします。

提案理由でございますが、吉本壽絵氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ページをおめくりください。参考資料1としまして、吉本壽絵氏の略歴を記載させていただいております。同氏につきましては、宇美町役場に入庁され、その後、令和3年4月に宇美町社会福祉協議会に事務局長として就任され、今年の3月に退職されている方でございます。

ページをおめくりください。参考資料2としましては、先ほどと重複いたしますので、同氏につきましては、今回新規での推薦になる方でございます。承認された場合は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

今から答申の意見を調整するため、暫時休憩とします。

意見を調整いたしますので、全議員の皆様は第2委員会室にお集まりください。

10時28分休憩

.....
10時33分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

念のために申し上げます。ここからは、それぞれの議案ごとに行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを配付しております意見のとおり答申したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は配付しております意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを配付しております意見のとおり答申したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は配付しております意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第10. 議案第37号

○議長（古賀ひろ子） 日程第10、議案第37号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） それでは、議案第37号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和5年3月7日付議案第5号をもって議決された令和4年度宇美小学校体育館外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和5年9月7日提出、宇美町長安川茂伸。

2、請負契約額中、1億2,298万円を1億3,761万円に改める。

提案理由ですが、令和4年度宇美小学校体育館外壁等改修工事を施工中のところ、外壁改修工事及び内壁改修工事の増工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

では、変更内容の説明を行いますので、別紙参考資料1、議案の2ページを御覧ください。

1、変更の概要ですが、契約額の変更での増減額は1,463万円、11.9%の増額となるものです。次に、変更内容ですが、①から③までの3点の変更となります。初めに、①外壁改修工事での変更は、施工数量の増による増額です。次の②内壁改修工事での変更は、剥離の可能性による全体改修による増額、③その他では、その他施工数量の清算による増額となっております。

2、工期及び3、工事請負人は変更ありませんが、参考として記載をしております。

続いて、参考資料2、3ページを御覧ください。

変更が生じた施工内容と写真をそれぞれ添付をしております。左上に変更された改修工事の内容と数量を記載しておりますが、外壁改修ではひび割れ補修が僅かに減ったものの、モルタル浮き補修、欠損処理・露筋処理、塗膜浮き部処理において、それぞれ記載のとおり増工となっております。

また、内壁改修工事では、天井の吹きつけやり替え工事のために足場を組んで内壁を見たところ、内壁の欠損が確認され、剥離の可能性がありということで危険だと判断し、ひび割れ補修、モルタル浮き補修、欠損処理・露筋処理、塗膜浮き部処理、目地シーリングをそれぞれ増工しております。

図面の写真については、赤色が外壁の状況、黄色が内壁の状況をそれぞれ添付しておりますの

で、御確認をお願いします。

最後に、今回の変更については、当初、目視等により確認していた改修箇所が、実際に足場を組み直接確認を行ったところ、改修が必要な箇所が多数判明したことによるものでありますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第38号

○議長（古賀ひろ子） 日程第11、議案第38号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第38号について御説明をいたします。

議案第38号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、子どもの健康保持及び子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、入院及び通院に係る子ども医療費の助成内容を拡充することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の2ページ、3ページが改正条例案の本文、4ページから8ページまでが新旧対照表、9ページが参考資料となっております。

改正の内容につきましては、9ページの参考資料で御説明をさせていただきます。

初めに、子ども医療に関する改正の概要について御説明をいたします。

この表は、子ども医療費制度の年齢区分ごとに自己負担額の1医療機関ごとの上限額を一覧にしたもので、左側が入院、右側に通院を記載し、それぞれ改正する箇所を緑色に着色しております。

まず、左側の入院についてでございますが、現行の制度では、3歳から中学生までの子どもについて1日当たり500円、1月当たり7日までで3,500円を限度に負担していただいておりますが、これを自己負担なしの無料に改正いたします。

次に、右側の通院についてでございますが、現行の制度では、3歳から小学校就学前までの子どもにつきましては、1月当たり800円を限度に負担していただいているものを自己負担なしの無料に、小学生・中学生につきましては、それぞれ1月1,200円、1,600円を限度に負担していただいているものを、500円を限度とするように改正するものでございます。

次に、下段の重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療に関する改正の概要について御説明をいたします。

今回の子ども医療の改正によりまして、重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療の自己負担額が子ども医療の自己負担額よりも大きくなりますので、それぞれの制度につきまして対象の年齢の引上げを行い、中学生以下は全て子ども医療に移行することとしております。

最後になりますが、施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

なお、これらの内容につきましては、糟屋地区内での協議を踏まえて実施するものでございます。

また、この改正に伴い必要となる関係予算につきましては、本定例会の補正予算に計上しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 子ども医療費の改正が提出されて大変喜ばしいことだと感じております。私も一般質問で、子ども医療費に関して18歳までの無償化ということを望んでおります。これ、町長の尽力もありまして改正に至ったということを感じております。今後もさらなる助成の拡充に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 質疑。質疑のある方はどうぞ。質疑をお願いします。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほどの御意見等に関連してくるんですけども、子ども医療費を高校生まで完全無償化、これを推進している自治体もあるようです。ぜひ近隣自治体の状況、これ調査されていると思っておりますので、簡単で結構ですから教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 現状でございますが、福岡市は中学生まで入院は全額無償、それから通院に関しましては3歳未満までは無償で、通院が中学生まで500円となっております。これが若干、10月か11月ぐらいにさらに拡充というのを聞いております。

古賀市でございますが、古賀市は入院が3歳まで無償で、3歳から高校生までも1月当たり500円というふうな制度となっております。あと通院のほうは3歳未満が無償で、3歳以上は当町と同様に800円、1,200円、1,600円というような状況です。これが新宮町も若干異なりますがほぼ同様な状況で、糟屋地区については、その他の糟屋地区については宇美町と全部同じ制度となっております。

今回、当町が来年の4月1日で改正を行います、糟屋地区の中南部6町については、全く同じ内容でタイミングを合わせて改正するような形で調整を行っております。

あと古賀市さんについては、もともと宇美町よりも助成内容が拡充しておりますが、今のところ、たしか高校生までも無償にするというような方向で検討をなされているというのを聞いております。

あと新宮町については、最近、町長の選挙があったばかりで、細かい情報についてはまだ整理した内容を聞いておりませんが、宇美町より若干、拡充内容が多いということを知っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 糟屋地区で一部を除いてということになるんでしょうけれども、足並みがそろえているということは非常にいいんじゃないかなと思っています。ただ、ほかのもうちょっと先進的な自治体が高校生までも無償化、完全無償化をすとか、そういったのが取り沙汰されている中で格差というものが生じてくると、それによって自分が住む地域を選定する判断材料にもなってくるんじゃないかなと思っています。今回、これは私すばらしい取組だと思っているんですけども、ぜひ今後さらなる拡充というものを進めていく際に国に対して、財源をどう手だてしていくのかということも要望活動としてやっていかなきゃいけないと思っています。

糟屋地区というのは、日本で一番人口が多い郡でもあります。ぜひ町長、連携していただいて、国に対して財源をしっかりと求めていく活動をやっていただきたいと思います。ぜひその辺り、町長のお考えをお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） おっしゃるとおりで前回の議会でしたか、通りを挟んで川を挟んでこっち側は子どもの医療費が無償、こっち挟んだら1,200円とか、そういう格差が子どもを育てていく上であってはならないということを前回の議会でも、私、答弁したような記憶があります。

子ども医療費の拡充については、町長会の中にちょうど一年ぐらい前に私のほうから投げかけました。宇美町でこういったことをしたいんだということを投げかけたわけですが、そのときはまだ皆さん、あんまりリアクションがありませんでした、実際。時が過ぎ、9月、10月、11、12月、年が明けた頃、うちもやろうかなというところが幾つか出てきました。先行して私は住民課長にも指示をしておりましたので、拡充に向けた取組、いつでもいけるように準備をなさいということを指示しておいたわけです。

そういった中で、私だけでやろうかとしていて、宇美町先行してやろうとしていたんですけれども、糟屋郡の中で、じゃあ宇美町さんの案で合わせようかという意見が出てきましたので、それなら糟屋郡の底上げになると。宇美町だけじゃなくて地域全体がよくなれば、宇美町の子どもたちも、志免町、須恵町の病院にも通っているわけですので、糟屋郡でやれば一番いいので、それはじゃあ足並みを合わせましょうと。それが令和6年の4月ということになりましたので、今回の改正につながったということでございます。

その後、古賀市、新宮町については選挙が行われて、それに公約として高校生までというのを挙げてあるようです。そういったところで、もともと古賀市は別扱いになっておりました。新宮が7町でやろうということを前の町長とはお話をしていたところでございますけれども、町長が替わられたということでお考えが変わられております。公約を実現するためにもう一步踏み出したいんだということを町長会でも発されましたので、それについて私どもがとやかく言う筋合いはございません。6町がまずは足並みをそろえて改正しようというのが今回の御提案でございます。

丸山議員がおっしゃったように、子どもの子育て、医療費、こういったものについては国が率先してやっていただきたいというふうに思っております。ここで地域による格差が生まれてしまうようであってはならないというふうに思っておりますので、しかるべき場所、しかるべきタイミングを活用しながら発信してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 自己負担が無料になって、大変いい改正になっておりますが、一応、念のため確認で質問いたします。今回、重度障がい者医療とか利用されている方が、中学生以下、全て子ども医療に移行するということですが、この移行によって現行よりも負担増になるということはないですね。確認で質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 今回の改正によりまして、子ども医療費のほうがおっしゃるようにならると有利になりますので、重度障がい者とかひとり親医療、そちらのほうの制度に入っている方について、子ども医療のほう有利である場合は、そちらのほうに移行するというような形での

改正を行っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 改正案を見ますと、今まで自己負担があった分が無料になったりと、これは利用者にとっては大変よいことなんですが、その分は町からの財政ということになると思います。今回の改正によって、大体どれぐらい予算見込まれるのか質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 今回の改正によりまして、全ての医療関係の部分を合わせますと、約2,000万円ほど負担が増というふうになります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 賛成の立場から討論いたします。

子ども医療費改正案が提出されました。子ども医療費無料化は、子育て世代の切実な願いです。現在の医療保険は、かかった医療費の3割、小学校入学前は2割を患者家族が窓口で支払います。子育て世代にとって軽い負担ではありません。生活困窮世帯には受診の大きな妨げになる。今回の改正案は大きな前進だと考えます。

私たちは、子ども医療費の18歳まで無料化に取り組んでおります。今後も、子ども医療費支援拡充に取り組んでまいります。よろしく願いいたしまして賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、議案第38号 宇美町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時54分休憩

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第39号

○議長（古賀ひろ子） 日程第12、議案第39号 宇美町運動施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） よろしくお願ひいたします。議案第39号 宇美町運動施設条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、宇美町立相撲場の設置に伴い、施設の名称等について所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページから3ページに条例の改正文、資料の4ページから5ページが新旧対照表となっております。改正文の内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。改正の箇所につきましては、下線を引いている部分でございます。別表第1（第2条関係）につきましては、名称「宇美町立相撲場」、位置「宇美町宇美一丁目4115番地1」が追加となっております。別表第2（第5条関係）につきましては、名称「宇美町立相撲場」、利用時間「午前8時30分から午後9時30分まで」が追加となっております。

資料の5ページをお願いいたします。別表第3（第9条関係）につきましては、種類「宇美町立相撲場」、区分「土俵」、利用単位「30分」、使用料「250円」、同じく区分「照明施設」、利用単位「30分」、使用料「50円」が追加となっております。

なお、この条例の施行につきましては、令和5年10月15日を予定しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 糟屋地区スポーツ大会の練習会をはじめ、今後、少年相撲クラブも発足するかもしれません。そうすると子どもたちが相撲場を利用する機会も増えてくると、こう考えておりますが、利用を促進するためにも使用料の減免も考えていく必要があると、こう考えて

いるわけなんですけれども、減免規定適用されるんでしょうか。適用されるとすると、負担額どのくらいになるのか回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 減免についてですけれども、現在、宇美町の運動施設条例施行規則に基づいて減免等の措置をとるというふうに考えております。これまでどおり子どもさんとかの利用になりますと8割減免、また施設——団体ですね。御登録いただいている団体等の加入をされてあるところにつきましては2割減免というような形が、そこら辺の減免が対象になるかというふうには認識しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 加えて、さっきちょっと言ったんですけど、糟屋地区のスポーツ大会、これは宇美町で選手団を構成して出場していくわけなんですけれども、この練習会とかで使う場合は減免規定には該当するんですか。それとも全面減額するんですか。その辺りもちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 糟屋郡の郡体等につきましては、相撲にかかわらずほかの団体の利用の方につきましても施設使用料をお支払いいただいております。そういったことも含めて相撲場、例えば子ども相撲とかということになりますと、子どもさんということで8割減免が対象になるかというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） もう1点ですけれども、クラウドファンディングで多くの寄附金が集まったことは大変評価したいと思っています。ただ、せっかく3,000万の多額の費用をかけて造った相撲場です。今後の利用促進策をぜひお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 今いただいたようにガバメントクラウドファンディング、協賛金につきましては、もう本当に多くの方に応援していただき本当にありがたいと思っていますところでございます。

相撲場の活用につきましては、現在10月に予定しているんですけれども、これまでありました奉納相撲、また今回、相撲協会さんのほうに御協力いただきまして、糟屋地区の子ども相撲というようなことも企画しているところでございます。そのほか、先日に尾上部屋というところのお話もちょっとありましたので、今回、今後も活用していただき、また尾上部屋が活用する内容についてもこちら情報発信等をして多くの方に相撲場を知っていただくように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号 宇美町運動施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第40号

○議長（古賀ひろ子） 日程第13、議案第40号 宇美町ふるさと応援基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。企画財政課より説明をさせていただきます。

議案第40号 宇美町ふるさと応援基金条例について、上記の議案を別紙のとおり提出をする。

提案理由でございますが、ふるさと宇美町に心を寄せ、応援するために寄せられた寄附金を活用し、「このまちが、いい。」と思える魅力あるまちづくりを推進するに当たり、宇美町ふるさと応援基金を設置することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めらるものでございます。

2ページから3ページまでが条例案、4ページから5ページまで参考資料として、この条例案の概要を添付をしております。説明につきましては、先にこの参考資料を用いまして説明をさせていただきます。

宇美町ふるさと応援基金の概要についてでございますが、1、新たな基金の創設について、ふるさと納税として宇美町を応援するために寄せられた寄附金を有効に活用し、魅力あるまちづくりを推進するために、宇美町ふるさと応援基金条例を制定し、新たに宇美町ふるさと応援基金を創設するものでございます。

2、条例の概要ですが、（1）名称は「宇美町ふるさと応援基金条例」となります。（2）設置の趣旨といたしましては、先ほどの提案理由と重複いたしますが、ふるさと宇美に心を寄せ、

応援するために寄せられた寄附金を活用し、「このまちが、いい。」と思える魅力あるまちづくりを推進するために、宇美町ふるさと応援基金を設置するものであります。(3)積立金、基金として積み立てる額は、次に掲げる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とします。①地方税法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定に基づき寄附された寄附金から経費を除いた額とし、これは個人版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングを含むものとなります。②地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業に対する寄附金から経費を除いた額とし、これは企業版ふるさと納税となります。③その他宇美町を応援するために寄せられた寄附金等の額といたしております。

3、基金の活用といたしまして、個人版ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附金の使途に沿った事業に活用するものです。

5ページをお願いいたします。

4、今後のスケジュールといたしましては、本議会で条例案を提出しておりますが議決を頂きましたら、基金への積立ては令和5年12月の補正予算におきまして、寄附実績額から経費を除いた額となりますがそれを積み立てる予定といたしております。その積み立てた基金の事業活用につきましては、令和6年度当初予算で対象となる事業に充当する予定といたしております。以降は毎年度、基金へ積立てを行い、対象となる事業に活用をいたします。

5、ふるさと宇美町応援寄附条例の一部改正について説明をさせていただきます。今回の宇美町ふるさと応援基金条例の制定に伴い、ふるさと宇美町応援寄附条例の一部を改正するものですが、下の表の右が現行、左が改正案となります。現行では、第3条、事業への充当で、この条例の規定による寄附金は、寄附を受けた会計年度の宇美町一般会計予算の歳入として受け入れ、指定事業の経費に充当し、有効かつ適正に活用するものとするという規定を、改正案でございしますが、第3条を寄附金の管理運用とし、この条例の規定による寄附金は、宇美町ふるさと応援基金により管理し、有効かつ適正に運用するものとする。第2項で、前項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、指定事業に充てることができるものと改正するものです。

2ページに戻りまして、本基金条例の内容でございしますが、第1条は、基金を設置する目的を規定しております。続いて、第2条積立てから第7条委任までの規定につきましては、基金の管理や運用方法等を定めるものでございます。

附則でございします。附則第1項、この条例は交付の日から施行する。第2項におきましては、先ほど御説明させていただきましたふるさと宇美町応援寄附条例の一部を改正するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(古賀ひろ子) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） 基金に積み立てることに関しては問題ないと思うんですが、目的別に寄附された金額、毎年目的がいろいろ出てくるだろうと思うんですが、その金額の管理の方法はどのようにされますか。例えば、青少年に1,000万が入ったと。その1,000万を目的別にずっと管理していくのか。その管理の内容をお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。現段階では、個人版のふるさと応援寄附事業につきましては、例えば、子育て・教育環境整備事業とか健康増進、それと自然環境の利活用、その他町長が指定する事業、その他ガバメントクラウドファンディングを活用したプロジェクト事業というメニューがございます。したがって、基本的にはこのメニューに沿った寄附でございますので、その目的に沿った管理をしていくということといたしております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この条例が可決すると、今後、使い道の設定というものがますます重要になってくると思います。魅力的な使い道をお示しすることで納税額、ふるさと納税応援寄附金額と言っていいと思いますけれども、そういった額も増えてくるんじゃないかなと。要するに、メニューをきちんと設定してあげる、これが大事になってくると私は思っています。クラウドファンディングは別として、現在示している4つの使い道、これを見直す予定というものはありますか。来年度以降でも結構なんですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 今、はっきり見直すというような明言はできませんけれども、よく今の使い道とかそこら辺を確認した上で変更していく可能性はございます。そういった回答で申し訳ありません。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 例えば、今、行政提案型の共働事業等を行ってあります。そういったものも多分、このふるさと納税応援寄附金事業の基金が財源になってくるんじゃないかなと思いますけれども、その辺りを含めて今後、使い道というものをしっかり議論していただいておりますので、こう思っておる次第でございます。

それと、10月に入ってくると、令和6年度の予算計上というものが始まってくると思いますけれども、この基金を財源にして令和6年度以降、こういった事業をやりたいという強い思いがございましたら、ぜひ3役の方にその辺り、この基金をこう活用したいそういった思いがあったらぜひお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。答えられますか。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは、私のほうで回答させていただきたいと思います。

今回の基金の条例の趣旨等については、先ほど担当課長のほうからも申し上げましたけれども、これまでふるさと納税として御寄附いただいた寄附金については、一般財源として使途に合わせて形で活用してまいりました。今後は、基金化することによって、事前に予算を計上する際に事業に充当することが可能となってまいりますので、これまで以上に使途が明確になってくるかというふうに思っています。また、基金として翌年度に繰り越すことも可能ですので、大きな事業等については複数年度で基金で積み立てたものを充当かけていくということで、これまで以上に活用の幅が広がってくるというふうに思っているところでございます。

そのような中で、今回、9月でこの条例を上程させていただいて、12月で一旦積立てをしたというふうに思っています。今年度も昨年度とほぼ同額程度で今寄附金のほうは推移しておりますので、12月で一旦締めまして、その経費を一旦基金として積んで、それ以降、12月以降については改めてまた補正で計上させていただきたいと。ちょうどこの11月、12月というのが当初予算の編成時期になりますので、各課から出てきた事業の中で、それ相当と思われる分についてはこの基金を充当をかけさせていただきたいというふうに思っています。

その1つとして、先ほど、子ども医療費の拡大というのがございましたけれども、こういった事業も対象になっていくんじゃないかなということで、しっかりこの辺りは予算査定の中で精査しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほどの質問にちょっと関連すると思う、なるかと思えます。基金の活用の件のところで、ふるさと納税の基金の寄附金の使途に沿った事業に活用しますというふうに説明がされております。つまり、何でもかんでも好きなふうには使えないんだという意味に理解しているんですけど、先ほど、子どもの医療にも使えるということでしたけど、当町でやるかやらないかは別として、この寄附金の使途に沿った事業というもの、もう少し具体的にどういったものが想定されるのか。宇美が実際やるかやらないかはまた全く別の話として、もうちょっと具体的な説明を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 若干、先ほど説明不足な点があったかと思えますけれども、先ほど言いましたのは、個人版ふるさと納税の寄附金についてはメニューがございます。したがって、そのメニューに沿った使途で寄附金を頂いているわけですから、事業に充当していくというのが原則だろうというふうには思っておりますけれども、今後の活用といたしましては、個人版ふるさと納税、それと企業版ふるさと納税の使途に合った事業として、その中で、第7次総合計画がご

ございますので、その計画の6つの目標というのがございます。そういったものを実現するための事業に活用させていただきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号 宇美町ふるさと応援基金条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、タブレット設定のため、暫時休憩に入ります。

11時25分休憩

.....
11時27分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14. 議案第41号

○議長（古賀ひろ子） 日程第14、議案第41号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第41号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第41号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ653万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,255万9,000円とするものでございます。本補正予算につきましては、機構改革に伴う人件費の増額及び令和4年度の決算による繰越額の確定に伴う補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 6 0 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次の 2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度の繰越金の確定に伴うものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 6 0 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、歳出の一般管理費の増額に伴う補正でございます。

次の 4 款 1 項 1 目前年度繰越金は、令和 4 年度の決算により前年度の繰越金の額が確定したことに伴い 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額を行っております。

最後になりますが、1 4、1 5 ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 1 号 令和 5 年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第 4 1 号は原案のとおり可決され

ました。

日程第15、議案第42号

○議長（古賀ひろ子） 日程第15、議案第42号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第42号について御説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第42号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ4,937万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ42億9,539万1,000円とするものでございます。本補正予算につきましては、医療費適正化推進に必要な経費として、保健事業費の増額及び令和4年度決算による繰越額の確定等に伴う補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費413万2,000円の増額は、7月の機構改革に伴う人事異動に関する補正でございます。

次の2項1目賦課徴収費8,000円の増額は、納付書等の帳票の印刷製本費について単価の変動により不足分を増額するものでございます。

次の2款4項1目出産育児一時金は、本補正予算の国庫補助金の増額補正に伴う財源更正でございます。

14、15ページをお開きください。

6款1項2目医療費適正化推進事業費320万4,000円の増額は、大腸がん検診の検診未受診者に対して検診キットの送付等を行い個別の受診勧奨を行うとともに、町民の健康増進及び大腸がんの早期発見につなげ、当町の医療費適正化の取組を推進するための経費を計上するものでございます。

次の2項1目特定健康診査等事業費151万3,000円の増額は、令和6年4月に施行される特定健診・特定保健指導の第4期改正に伴う健康管理システムの改修に必要な経費を計上しております。

次に、16、17ページをお開きください。

7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金2,127万4,000円の減額は、本補正予算による歳入歳出予算の収支の調整を行うものでございます。

次の9款諸支出金は、令和4年度の交付金等の精算に伴う償還金で、3目の保険給付費等交付金償還金を6,001万4,000円、6目の特定健康診査等負担金償還金を178万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

3款2項5目出産育児一時金臨時補助金12万5,000円の増額は、令和5年度からの出産育児一時金の支出額の引上げに対する臨時的な補助金で、令和5年度限り交付されるものでございます。

次の6款1項1目前年度繰越金4,925万4,000円の増額は、令和4年度決算の繰越額を計上しております。

最後になりますが、補正予算書の18ページ、19ページに給与費明細書を、20ページに事業一覧表をおつけしておりますので御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいきますと、これは15ページです。15ページ、保健衛生事業、大腸がん検診の推進事業について質問をいたします。

これは、要するに大腸がんを早期発見することによって医療費の高騰を防ぐと、その予防に取り組まれるというふうに私は理解しております。大変重要なことをされているなど感じておりますけれども、その中で、町民の方に大腸がんについて知ってもらう、知識を持ってもらうことによって意識をより高めていくという啓発も非常に大事ではないかなと思います。

予算の中に、がん啓発の冊子購入費として2,000冊分、これは予算が上がっておりますが、これは活用の仕方としては、これは検査キットと一緒に町民の方に直接お送りする、そういう活用をされるのかな、どういうふうにこの冊子は使われるのか、そのことについて質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） この事業の対象者は、国保の被保険者の方で、70歳から74歳で大腸がん検診を未受診の方というふうになっております。その方に検査キットをお送りするわけです。

が、その検査キットと同時に大腸がん検診の啓発冊子もお送りしたいというふうに予定しております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第43号

○議長（古賀ひろ子） 日程第16、議案第43号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。それでは、議案第43号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出におきまして、既決予定額8億618万8,000円を2,138万2,000円減額補正いたしまして7億8,480万6,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入において、既決予定額1億3,441万9,000円を1,600万円増額補正いたしまして1億5,041万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,040万4,000円は、損益勘定留保資金及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を136万6,000円増額補正するものでございます。資料につきましては、予算書の18ページに事業一覧表を添付していますので、御参照よろしくお願いた

します。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、4節報酬、5節法定福利費までの合わせまして21万5,000円の増額は、浄水場職員及び会計年度任用職員の人件費の整理を行うものでございます。

2目配水及び給水費、32節受水費2,500万円の減額は、福岡地区水道企業団からの供給水量の一部を昨年度に引き続き令和5年4月から令和6年3月までの1年間、志免町に融通することによるものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費までの合わせまして115万1,000円の増額は、職員人件費の整理を行うものでございます。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税225万2,000円の増額は、受水費の減額に伴う消費税納税額の増額によるものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入5項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金1,600万円の増額は、生活基盤施設耐震化等補助金の交付決定に伴う増額でございます。今回の補正により、本年度の収支は2,419万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は5億5,993万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出・資本的収入一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出・資本的収入一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧の中からちょっと質問したいと思います。18ページになりますけれども、福岡地区の水道企業団からの受水水量の中から志免町へ融通するというところでございます。約2,500万円の補正減が上がっております。大変ありがたい話だなと私は思っています。

お聞きしたいのは、この水量が宇美町全体の使用水量の何%に当たるのかと、また、これによって自己水源率これが何%ぐらいになるのか、これを教えていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。今回の志免町への融通水量といたしましては19万8,000立方メートルになりますが、この分につきましては約——正確なパーセンテージが今ちょっと出てこないんですが、すいません、大体で2,500万円ですから——すいません、金額的なものに対しましてのパーセンテージが、すいません、今持っておりませんので申し訳ございません。

ただ、自己水源につきましては、これは令和4年度におきましては、現実的に水道企業団からの受水量は77.6%、日によってちょっと変わりますが多いときで85%から少ないときで66%という状態になります。逆を申しますと、自己水源で申しますと、大体22から23%は今自己水源でやっているというところがございます。以前から比べますと、約5%ほど変わっているような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 自己水源率を高めていくということが非常に私は大事じゃないかなと、こう思っているわけなんですけれども、次の質問は、ほかに融通できるような自治体というのはなかったのかということ、交渉のことも含めてお聞きしたいと思います。ほかの自治体は、水は十分に足りているのでしょうか。ぜひその辺りも含めて回答していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 以前もお話しさせていただきましたとおり、福岡地区水道企業団や福岡都市圏の総合水対策研究会、そのようなところで水融通につきまして協議をずっと進めてまいりました。現時点におきましては、他の団体からも融通は可能でしょうかという問合せも今来ている状況でございます。その分につきまして今、今後の見通しを考えまして可能かどうかを検討している最中でございます。大体、自治体からいきますと2自治体ほどから話が来ているような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） ちょっと1つ質問したいんですけれども、3ページに水道事業費用が2,100万ほど減額になっているんですけど、これって大きな要因としては何が上がるのか説明していただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。3ページの水道事業費用の減額でよろしいでしょうか。この減額につきましては、先ほどの一番大きいのは福岡地区水道企業団からの受水費の減

額、これが2,500万ほど減額いたしております。その2,500万と今回減額している2,100万の差でございますけど、この差については、浄水場職員並びに会計年度職員、また、事務所の職員、その分の人件費の整理を行ったものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） ところが、志免町に融通した2,500万のがこれに入っているということですね、これ。ということですね。分かりました。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出・資本的収入一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 12ページの損益計算書を見ていましたら、営業利益が4,000万ほど赤字、マイナスなんです。これについての説明をしていただければと。どういったことで利益がマイナスになったのか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 営業利益と申しますのが、原水・浄水費での費用、また、配水・給水費、いわゆる浄水場でつくっている水とか、また修理費用とか、そのようなものが入っておりますので、あくまでも現金的な損益ではございませんで、全体的な資産等も含めた形の損益になりますもので、具体的な4,000万の内訳というのはここでは出てまいりませんが、現時点におきましては出てまいりませんが、トータル的に申しまして純利益のほうで4,600万ほどの利益が発生するというような損益計算書になっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時51分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
日程第17. 議案第44号

○議長（古賀ひろ子） 日程第17、議案第44号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。議案第44号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出におきまして、既決予定額8億6,654万9,000円を69万3,000円増額補正いたしまして8億6,724万2,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入において、既決予定額5億1,884万9,000円を142万2,000円増額補正いたしまして5億2,027万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,908万5,000円は、建設改良積立金、損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を69万3,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして69万3,000円の増額は、人件費の整理を行うものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入1項企業債1目企業債の1節公共下水道事業債、3節資本費平準化債及び4項補助金1目国庫補助金1節国庫補助金、合わせて142万2,000円の増額は、社会資本整備総合交付金の本年度交付額が決定したことにより、企業債並びに国庫補助金の整理等を行ったものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,226万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は1,101万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出・資本的収入一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出・資本的収入一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出・資本的収入一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第45号

○議長（古賀ひろ子） 日程第18、議案第45号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。それでは、議案第45号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ8億605万9,000円を追加し、予算総額を141億2,285万円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案するものです。

なお、各課にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただくことを御了承く

ださい。

歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、9月議会議案資料綴一般会計補正予算（第3号）事業一覧表を御参照ください。

それでは、予算書24、25ページをお願いします。

1款議会費は、人件費のみですので説明は省略します。

26、27ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、右中段の002人事秘書関係経費71万3,000円の減額は、会計年度任用職員雇用保険料を113万7,000円など減額する一方で、自治功勞表彰者に対する経費として贈呈記念品8万9,000円、消耗品費4万9,000円、食糧費28万1,000円、筆耕翻訳料10万7,000円など計上をしています。

28、29ページをお願いします。

005庁内共通事務関係経費121万円の減額は、総務課事務等業務委託料の契約差金として127万4,000円減額などを行っています。

2目文書広報費、文書管理費24万8,000円は、文書管理用の消耗品費14万4,000円、廃棄文書裁断運搬処理業務委託料10万4,000円を増額をしています。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費39万円は、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の活用を検討する過程で空調設備を見直す必要が生じたため、庁舎多目的ホールほか空調機器取替工事請負費（単独）を増額するものです。

004公有財産管理費1,110万5,000円は、30、31ページをお願いします。長谷用地の出入口周辺の土砂流出防止のため、町有地整備工事請負費（単独）692万4,000円、公用車購入費を372万4,000円など計上をしています。

6目企画費、005ふるさと宇美町応援寄附事業費106万6,000円は、ふるさと納税のオンラインイベントに参加するための普通旅費28万7,000円及びイベント出展手数料77万円などを計上をしています。010企業版ふるさと応援寄附事業費51万円は、今後の寄附額の増額を見込み、運営代行手数料を48万円など増額をしています。

7目電子計算費、情報システム共同化事業費433万4,000円は、独自公費医療費制度改正に伴い、電算システム改修業務委託料（単独）を計上しています。

32、33ページをお願いします。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費18万1,000円は、地域コミュニティの運営や活動の活性のため、研修による講師謝礼金や庁舎内に情報発信ブースを設置するために庁用器具費9万9,000円などを計上しています。

14目基金費、001財政調整基金費3億7,723万8,000円の増額は、本補正予算による歳入超過額等を本基金に積み立てるものです。002庁舎建設等基金費は、次年度以降予定されています事業等を見込み7,000万円を積み立てるものです。

2項徴税费1目税務総務費、34、35ページをお願いします。002税務事務関係経費200万円は、過誤納税金還付金・還付加算金を計上しています。

2目賦課徴収費、町民税賦課経費は、申告受付を事前電話予約制とするため確定申告相談予約コールセンター業務委託料を257万9,000円計上しています。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、002戸籍住民基本台帳管理費211万2,000円は、令和7年度までに国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要があるため、データクレンジング作業を実施するため、電算システム改修業務委託料（補助）を計上しています。

少し飛びまして、38、39ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、011電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費451万7,000円は、令和5年度住民税が確定したことにより対象者の増加が見込まれるため、価格高騰重点支援給付金（低所得世帯支援分）を450万円など増額しています。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費160万3,000円は、40、41ページをお願いします。修繕料（施設・設備）を54万8,000円減額する一方、軒先等からの落下物の危険を回避するため、侵入防止柵設置工事請負費を126万円、冷温水ポンプの不具合により取替工事請負費を89万1,000円計上しています。

7目介護保険事業費、介護予防事業費7万3,000円は、公用車車検1台分の経費を計上しています。

8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金は、機構改革に伴う人件費の増額により609万2,000円を増額しています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、42、43ページをお願いします。002子ども医療支援経費92万円は、子ども医療費拡大に伴う準備経費として、窓開き封筒や子ども医療証作成に係る印刷製本費を20万5,000円、子ども医療証やひとり親家庭等医療証交付申請書の通信運搬費（郵便料）を68万円など計上しています。

4目子育て支援事業費、子育て支援関係経費4,255万8,000円は、自治体こども計画支援事業実施要領（案）により、こども施策に関する計画は一体的に策定する方針となったため、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託料を261万8,000円減額し、改めて、こども計画策定支援業務委託料として343万2,000円計上しています。また、令和6年4月に

設置予定のこども家庭センター改修工事請負費（補助）を3,739万5,000円、こども家庭相談支援員負担金は、虐待対応専門員が7月末で退職したことに伴い、宇美町社会福祉協議会と派遣協定を結び、相談支援員を出向することとなったため434万9,000円計上しています。

5目保育園費、002特定教育・保育施設運営経費は、物価高騰対策として保育所等の給食費に係る材料高騰分を助成し保護者負担の軽減等を図るため、保育所等給食費支援事業費補助金を631万6,000円、原油価格高騰の影響を受けている保育所等に対し、保育所等物価高騰対策事業費補助金を30万1,000円計上をしています。003特定地域型保育事業費も同じく44、45ページをお願いします。物価高騰対策として保育所等給食費支援事業費補助金を79万4,000円計上しています。なお、この事業は県の2分の1補助となっています。

6目児童福祉施設費、003こども教育総合支援センター管理費323万8,000円は、センター内の光庭の老朽化及び雨漏りが発生しているため、改修設計業務委託料（単独）を256万3,000円、空調設備の一部不具合による空調機器リース料51万円などを計上しています。

46、47ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、003保健衛生事業費24万2,000円の増額は、トレーニングルームの機器修繕料20万円などを計上をしています。

3目予防費、003新型コロナウイルスワクチン接種事業費4,459万1,000円は、個別接種支援事業において個別接種委託料に含めて予算計上していましたが、支援金として支払うこととしたため、個別接種業務委託料を1,500万円減額し、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金として1,500万円組み替えるものです。また、令和4年度の歳入歳出額が確定したことにより、前年度国庫支出金返還金を4,459万1,000円計上をしています。

48、49ページをお願いします。

4目環境衛生費、002畜犬衛生費127万7,000円は、ガバメントクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税を活用した地域猫活動支援事業の関係経費として、印刷製本費を6万1,000円、通信運搬費（郵便料）を7万8,000円、地域猫不妊去勢手術業務委託料23万円、地域猫活動グループに対し、飼養管理費やウイルス検査代など地域猫活動支援事業費補助金を88万円など計上をしています。005環境衛生関係経費100万円は、令和6年度に宇美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を検討している中で、事前準備としてCO₂排出量や森林吸収源量の算定などを行うため、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料を計上をしています。

6目上水道費、福岡地区水道企業団出資金は、額の変更により10万円増額をしています。

少し飛びまして、52、53ページをお願いします。

5 款労働費 2 項労働諸費 2 目働く婦人の家施設費、働く婦人の家運営経費 2 2 6 万円は、修繕料（施設・設備）の枠出しとして 5 0 万円、高圧ケーブルの配線工事を実施するため電気設備取替工事請負費（単独）を 1 7 6 万円計上をしています。

5 4、5 5 ページをお願いします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費、農業基盤保全事業費は、神武原池改修工事の仮設道路及び資材置場として土地使用料を 1 3 万円、障子岳南二丁目地内水路付替緊急工事として農業土木工事請負費（単独）を 1 0 6 万 7, 0 0 0 円計上をしています。

2 項林業費、5 6、5 7 ページをお願いします。

2 目林業振興費、0 0 1 森林機能保全事業費は、地域森林計画の見直しに伴い、林地台帳整備業務委託料を 2 0 2 万円計上しています。0 0 2 林道維持管理費は、林道大城線のり面修繕等により 1 0 0 万円計上しています。

5 8、5 9 ページをお願いします。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費、観光促進事業費は、今後のイベントにおいて町を P R するための観光 P R グッズ購入費として消耗品費を 1 0 9 万 3, 0 0 0 円計上しています。

6 0、6 1 ページをお願いします。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費、6 2、6 3 ページをお願いします。0 0 2 道路橋りょう関係経費は、交付金事業である道路土工構造物点検の採択要件をクリアするため、道路台帳整備業務委託料を 1 2 1 万円計上しています。

2 目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費 2, 6 2 9 万 5, 0 0 0 円は、委託料の分筆測量業務委託料（単独）1 8 7 万 4, 0 0 0 円は、道路セットバック等の寄附申請によるものです。測量設計業務委託料（補助）1, 4 6 4 万 3, 0 0 0 円の減額は、ゆりが丘六丁目地内狭あい道路測量設計業務委託料を減額する一方、町道木川 3 号線及び町道下宇美 1 号線狭あい道路測量設計業務委託料を計上するものです。工事請負費では、町道木川 3 号線及び町道下宇美 1 号線狭あい道路改良工事請負費（補助）として 3, 3 0 0 万円を計上し、町道木川 3 号線土地購入費（補助）を 4 8 7 万円計上しています。

6 4、6 5 ページをお願いします。

6 項住宅費 1 目住宅管理費、0 0 2 町営住宅維持管理費は、原田中央区町営住宅空き室修繕など不足が見込まれる修繕料 1 6 2 万 5, 0 0 0 円などを増額しています。

6 6、6 7 ページをお願いします。

9 款消防費 1 項消防費 2 目非常備消防費、消防団活動支援事業費は、今後の執行額等を見込み消防団員福祉共済費を 2 4 万 6, 0 0 0 円増額をしています。

6 8、6 9 ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費、001学校教育推進事業費368万円の減額は、外国語指導助手業務委託料など支出予定額確定により減額するものです。

70、71ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費、002宇美小学校管理費は、なかよし教室の空調機器取替工事請負費（単独）を77万円。003宇美東小学校管理費は、アルミ門扉取替えのため学校整備工事請負費（単独）を128万7,000円。004原田小学校管理費は、体育館どんちょう動作部品など修繕料（施設・設備）を112万円。005桜原小学校管理費は、72、73ページをお願いします。校内放送設備改修工事など学校整備工事請負費（単独）を179万3,000円。007学校管理関係経費803万9,000円は、GIGAスクール構想により導入したクロームブックの修繕料（その他物品）を797万6,000円など計上をしています。

2目教育振興費、005桜原小学校教育振興費12万円は、鍛ほめプロジェクトにおける講師謝礼金の増額などを行っています。006井野小学校教育振興費145万2,000円は、宇美町教育の日にVRを活用した体験型学習発信プロジェクトとして、360度パノラマカメラコンテンツ制作業務委託料を計上しています。

4目施設整備費、宇美小学校施設整備費590万円は、校舎外壁・屋上改修工事に伴う設計業務委託料（単独）を431万2,000円、石綿含有分析調査業務委託料（単独）を158万8,000円計上しています。

74、75ページをお願いします。

3項中学校費1目学校管理費、004宇美南中学校管理費は、体育館高天井照明取替工事など学校整備工事請負費（単独）を924万円計上しています。005学校管理関係経費135万2,000円は、GIGAスクール構想に導入したクロームブックの修繕料（その他物品）を129万8,000円など計上しています。

2目教育振興費、宇美東中学校教育振興費は、教育の日にちなんだプロジェクトに使用する防災グッズ避難セット購入費として消耗品費を49万5,000円計上しています。

4目施設整備費、宇美東中学校施設整備費700万2,000円は、校舎トイレ改修工事に伴う設計業務委託料（単独）を575万3,000円、石綿含有分析調査業務委託料（単独）を124万9,000円計上しています。

6項社会教育費、76、77ページをお願いします。

2目青少年教育費から4目公民館費は、執行額確定により減額整理。5目図書館費、図書館管理費2万7,000円は、図書館協議会委員報酬等の増額。9目歴史民俗資料館費、001歴史民俗資料館事業費28万1,000円は、78、79ページをお願いします。日本城郭協会発行の日本100名城・城カード購入費を7万4,000円計上しています。

7項保健体育費1目保健体育総務費、002体育振興事業費50万2,000円は、相撲場落成イベントに伴う関係経費として贈呈記念品や出演謝礼金などを計上しています。

80、81ページをお願いします。

2目体育施設費、001総合スポーツ公園管理費、修繕料（施設・設備）77万円の増額は、管理事務所前の側溝修繕を行うもの。003宇美南町民センター管理費、修繕料（施設・設備）17万3,000円は、1階女子トイレの自動水栓取替修繕を行うもの。004武道館管理費、修繕料82万5,000円は、施設内シャッター開閉機交換等の修繕、体育施設整備工事請負費（単独）74万1,000円は、駐車場外灯更新工事を行うものです。

3目学校給食費、82、83ページをお願いします。002小学校給食運営費248万6,000円は、不足が見込まれる修繕料（その他物品）を250万円など計上しています。

84、85ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、本年7月の大雨により被災した農地農業用施設等災害復旧費を計上するもので、1目農地農業用施設災害復旧費、（現年）農地農業用施設災害復旧費3,937万9,000円は、分筆測量業務委託料（単独）を150万円、測量設計業務委託料（単独）を876万6,000円、災害復旧工事請負費（補助）を2,800万円などを計上しています。

4目農林業施設単独災害復旧費、（現年）農林業施設単独災害復旧費は、災害復旧応急工事請負費（単独）を480万円計上しています。

2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費、（現年）公共土木施設等単独災害復旧費1億465万6,000円は、同じく7月の大雨により町道竹ヶ下～桜ヶ丘線復旧工事中に増破が発生したことにより、測量設計業務委託料（単独）を4,000万円、地質調査業務委託料765万6,000円、災害復旧工事請負費（単独）を5,700万円計上をしています。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14、15ページをお開き願います。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定により個人住民税減収補填特例交付金を1,010万円増額しています。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税も、交付額の決定により普通交付税を1億7,132万7,000円増額をしています。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農業用分担金は、7月の大雨により被災した災害に伴う農地災害復旧費分担金375万円計上をしています。

14款国庫支出金1項国庫負担金7目災害復旧費国庫負担金も、同じく7月の大雨により被災した災害に伴う現年度農地農業用施設災害復旧事業費負担金1,595万円計上をしています。

16、17ページをお願いします。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金は、狭あい道路整備等促進事業交付金50万6,000円を計上し、2目総務費国庫補助金は、価格高騰重点支援、低所得世帯支援分として地方創生臨時交付金487万5,000円、戸籍住民基本台帳管理として電算システムの標準化・共通化事業費補助金211万2,000円を計上しています。3目民生費国庫補助金は、子ども家庭相談支援員負担金に伴う子ども家庭総合支援拠点運営事業費補助金36万3,000円を計上しています。

15款県支出金2項県補助金3目民生費県補助金、保育所等給食費支援事業費補助金355万4,000円、保育所等物価高騰対策費補助金15万円を計上しており2分の1の補助となっています。子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）1,913万6,000円は、子ども家庭センター改修事業に対する補助金です。6目商工費県補助金は、県宿泊税交付金21万4,000円計上しています。

18、19ページをお願いします。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金は、図書館費寄附金3万円を計上、3目ふるさと宇美町応援寄附金は、相撲場上屋等建築事業（ガバメントクラウドファンディング）を6万4,000円増額、地域猫活動支援事業の実施に伴い、ガバメントクラウドファンディング100万円計上しています。4目企業版ふるさと応援寄附金は、企業1社より寄附を頂いたため、安心して子どもを産み育てることができる事業を100万円、地域猫活動支援事業の実施に伴い、誰もが安心して暮らし活躍できる事業を10万円計上をしています。

18款繰入金2項基金繰入金8目森林環境譲与税基金繰入金は、林地台帳整備業務委託実施に伴い202万円計上しています。

20、21ページをお願いします。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和4年度決算額の確定により、前年度繰越金を4億5,846万6,000円増額をしています。

20款諸収入7項雑入8目雑入4節財産管理雑入は、庁舎多目的ホールほか空調設備工事に伴い、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助が採択となったため199万1,000円を計上、28節社会教育雑入は、相撲場上屋等建築工事に伴う協賛金を658万円計上しています。

21款町債1項町債8目教育債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、宇美小学校校舎外壁等改修事業に伴い430万円を計上。

22、23ページをお願いします。

9目災害復旧債1節補助災害復旧事業債は、現年農地農業施設災害復旧事業に伴い740万円、2節一般単独災害復旧事業債は、公共土木施設等災害復旧事業に伴い1億560万円を計上しています。11目臨時財政対策債は、発行可能額の額の確定により1,520万9,000円の減額を行っております。

次に、8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正では、1、追加は2件の提案を行うもので、1件目は宇美町こども計画策定支援業務、期間を令和6年度、限度額を214万5,000円とするもの。2件目は令和5・6年度宇美町教育委員会社会教育課トラック購入、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を550万円とするものです。

2、廃止は、事項名称変更のため、宇美町子ども・子育て支援事業計画策定業務を廃止するものです。

次の9ページをお願いします。

第3表、地方債補正は、追加2件、変更2件の提案を行うもので、1、追加の1件目は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を430万円とするもの。2件目は一般単独災害復旧事業債で、限度額を1億560万円とするもの。起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算で定めた他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更では、補助災害復旧事業債3,390万円を4,130万円に。臨時財政対策債8,050万円を6,529万1,000円にそれぞれ変更するものです。

最後になりますが、今回の補正に関する給与費明細書を88ページから91ページに、92、93ページには先ほど説明いたしました債務負担行為の追加等に関する調書を、94ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、24ページから37ページまで、質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 事業一覧の4ページに、電算システム改修業務委託料というところで

補正が出ていますけど、公費負担医療制度というのがここに記載されているんですけど、これはどういったシステムなのか、また対象者はどのような方なのか、教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） すいません、この分について、ちょっと表題が分かりにくかったかもしれないので申し訳ないんですけど、これ、先ほど条例で議決を頂いた子ども医療費と重度障がい者医療費とひとり親家庭医療費、この分について手厚くする改正をさせていただきましたが、それに基づいてシステムの改修が発生するというものでございます。なので、3公費医療費分のシステムを今持っている分を、2つの医療費の分を子ども医療費に動かしたりとか、対象者が変わったりとか、額が変わったりとかするものですから、その分の改修をする費用で、ちょっと分かりにくかったかと思いますが、公費医療費の制度改正、要は独自の制度、宇美町独自の制度改正に伴いますシステムの改修業務委託として、ちょっと分かりにくい表題で申し訳ありませんでしたけれども、その3つの医療費の関係の分での改修ということでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧から説明を求めたいと思います。4ページの公用車購入事業費372万4,000円についてお尋ねします。

24年間、よく使ったなと思っていますけれども、新しく買い入れるワゴン車10人乗りですけれども、いろんな団体からの貸出要請とかがあった場合に、どのように対応していこうと考えているのか。10人乗りですからかなり用途は広がるんじゃないかなと思っていますんですけども、その辺りどう考えているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 管財課よりお答えします。

今度、10人乗りの今現在ハイエースの車があるわけなんですけど、そちらが老朽化に伴いまして事実上壊れています。それで買い換えるということにはなっております。

この車については、これまでマイクロバスとは別に、マイクロバスに関しましては、いわゆる補助金、町から補助金を支出している団体さんに向けては貸出しを行っております。ただ、10人乗りのこの車に関しては、事実上、そういった貸出しの運用をこれまでは行っていないという状況です。

今後、コンパクトな車に、マイクロバスに比べると普通の免許で運転できる車ですので、貸し出すか否かについてはこれから考えるということにはなろうかと思いますが、現状としては貸し出していないというのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほど言われたように普通免許で乗れるということで、希望があるや

もしれません。ぜひその辺は柔軟に考えていただけたらなと、こう思っているわけなんですけれども。次の質問で、5 ページで確定申告相談予約コールセンター業務委託料、これ257万9,000円と計上されております。これはちょっと高くないかなと感覚的に思っているわけなんですけれども、まず算出根拠を教えてください。何人の方が何日間どのくらいの時間従事するのか、どこでやるのか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝） お答えします。

こちらはコールセンター業務を委託するもので、場所としては宇美町の庁舎内ではなくて、委託業者の事務室の中で受け付けるものとなっております。電話回線等の回線の状況にもよりますが、4回線程度を予定しまして、少なくとも4人の方は従事されると。それが実際には受け付ける期間なので、2月の1日から3月末までを予定しております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 2月の1日から3月末ということですが、かなり人件費としては高くつくんじゃないかなと思っています。今、税務の申告というのはスマホとかパソコンでやってくださいよというのが主流になってきているんです。私はそういったところをもっと住民の方々に対して周知をしっかりとやって、わざわざ役場に来ないでいいような仕組みというのをつくるべきじゃないかなと思っています。その辺りの考え方というのはどのように考えてあるんですか。もうずっと旧態依然の役場に来て職員が窓口で対応して申告してもらおうというやり方、これをまだまだ進めていくのか、それともいろんな広報活動を通じて自分でやってくださいよとしていくのか、その辺りの考え方をぜひお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 田口課長。

○税務課長（田口嘉輝） スマホ申告等の啓発に関しましては、今までも税務署と協力して啓発してきたところなんですけれども、本年度は改めて税務署のほうと協力いたしまして、スマホ申告の研修会といいますか、申告会というのを実施する予定がございます。それを1月末から2月初旬、通常の確定申告前にということで考えております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） それと、財源なんです。これは全部一般財源で出すのはいかがかなと思っています。本来なら税務署で申告するのを、役場でそれを請け負ってやっていると。その受付のところで全て町費を全額負担してコールセンターを開く。税務署に負担を求めるようなことはやっているんですか。そういった話はしていないんですか。250万円高いんです、めっちゃすごい金額なんです。その辺りの考え方、ぜひやっていただいて、税務署にもきちんと応分

の相応の負担を求めていく、この姿勢は示しているんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 田口課長。

○税務課長（田口嘉輝） このコールセンター業務というのが、始まりとしましては、新型コロナウイルスの蔓延に伴う感染対策というところで始まりましたものですから、当初は感染対策の補助金を使って運営しておりました。本年度から一般財源という形になったわけなんですけれども、確定申告そのものを実際受け付けたもの、そのまま町民税の資料として利用するという部分もございまして、今までとしては応分の負担というのは求めてきてはいません。なので、そういったところ、考えていく可能性はあるかと思っておりますけれども、これから相談していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） 35ページ、2目じゃなくて1目のほうです。税務事務関係経費の中で、過誤納税金還付金・還付加算金というのが200万円の増額になっています。9月で早々に補正する理由をお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 田口課長。

○税務課長（田口嘉輝） お答えします。

今回、補正に至った経緯といたしましては、法人町民税に関する還付というのが特に増えているという経緯がございまして、こちらは、前年度に中間報告で納められたものが、本年度の確定申告によりまして業績の低下などで法人税割という部分が増減しているというのが大きな要因なんですけれども、こちらが昨年と比較しましてかなり大きな額で出てしまっているというところで、8月段階でも前年度比較して大きな300万円程度の増が出ておりましたので、今回補正に至っているというものです。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、38ページから51ページまで、質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 資料の12ページ、環境衛生関係経費ということで、宇美町もゼロカーボンシティを令和4年6月に宣言しまして、やっと一年で脱炭素に取り組まれたと。ここに委託先を決めてあるんだけど、どういったところに委託をされるのか、また、町内においてこういった委員会を設置しないのか、ちょっと教えていただければと思いますけど。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 地球温暖化実行計画の100万円でございますか。この内容でござ

いますけれども、存じかと思えますけれども令和4年6月にゼロカーボンシティうみの宣言を行っております。令和6年度に地球温暖化実行計画（区域施策編）を策定予定としております。このことは令和5年度の当初予算審査特別委員会の中でも答弁いたしておりましたが、今回、補正予算で計上することといたしました。

この中で、各企業様からの御提案等を受けた中で、実行計画を策定するに当たり、行政、企業、住民等の多方面での連携や協力が必要であること、さらに、実効性や精度の高い計画を策定するには事前準備をすることが重要であると認識いたしました。

このことを踏まえまして事前準備を行うこととしまして、まず、町が保有している各種資料などの提示に基づいてCO₂収入源の算定を行って、地域温暖化実行計画を策定する際に、策定委員会のスムーズな資料提出及びCO₂削減に向けてのビジョンづくりができるということで、多方面からの意見聴取もしやすくなると考えておりました、このことを踏まえて、コンサルからも早めに国からの情報収集等が行ってもらえるということを踏まえて、今回、予算を計上しております。

御質問の策定委員会等でございますけれども、細かい中身については今後精査していきますけれども、策定委員会は考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 資料の11ページ、地域猫活動支援事業についてお伺いします。

補正予算127万7,000円補正されていますけれども、地域猫活動をされている方、今、大変なのはよく分かっていますが、町としてその実態をどのぐらい把握してあるか。まず、地域猫活動してあるところの実態とあらかたの数が分かれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 地域猫活動をしていただいているところは全体でこれは以前も回答いたしましたけれども23地域で、23地域でございますけれども、今回新たに3地域増えて参加していただくようになりました。基本的には、動物愛護団体のうみねこ様がバックアップをさせていただいて、それぞれの地域でこういうふうな活動をするという指導等を教えていただいております。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 申し訳ございません。実態の数というのは、今、ここで資料を持ち合わせていませんので、ちょっとすいません。（発言する者あり）

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたしました。活動数は、先ほど申しました23地域プラス3地域

ということでございます。推定生息数でございますけれども110頭ということで、手術券の交付が52頭となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） それで、こうやって補助金の予算がつけてありますが、その補助金の配分といいたいまいしょうか、どういうふうな配分でその26地域に配分されるのか、予算が、補助金ですね。その回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 26地域全てが活動されていらっしゃるわけではなくて、今回、ガバメントで、ガバメントというか地域猫の委託で127万7,000円計上しておりますが、その中で、ウイルス検査代とか譲渡検査費用、あとワクチン接種代、あとこれに伴います——これに伴いますというかチラシの製作費とか、クラウドファンディングをつくるに当たっての印刷製本費、それから飼育管理費といたしまして60万計上いたしております。それと別に、あと不妊去勢手術費用で10頭分で23万。

どれだけ分配するかということでございますけれども、そこは今後、注射券等を持ってこられて、そこで不妊去勢手術をすれば、その分の頭数が分かりますので、その分はうみねこ病院のほうに配布いたしまして、あとは活動されてある地域のほうからこういうふうな頭数等をお聞きいたしまして、その頭数に基づきまして費用を払っていかうかとは考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほどの質問に関連して重ねて質問させていただきます。地域猫のことです。ガバメントクラウドファンディングの活用で100万円ですか、企業版ふるさと納税活用で10万円と、こういう数字が上がっておりますけれども、これ、この数字を決めるに当たって、宇美町でこれだけ見込めるんだと何か確信するに至った裏づけみたいなデータか何かがあつてこういうふうに判断されたんじゃないかなと思うんですけど、これは何かこの額が見込めると考えられた裏づけとなるようなもの、それは何かあるようでしたらお答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） この額でございますけれども、歳入で100万円及び企業版で10万円ということで組ませてもらっております。それで、以前、全員協議会のほうで御説明させていただきました額でございますけれども、250万円と100万円ということで、この数字の根拠といたしましては、隣接市町の実態の数字を把握している部分と、あと今回このプロジェクトをするに当たって各種細かく計算いたしまして、この程度は過大かもしれませんが見込めるのではなかろうかということ踏まえまして額の確定をさせていただきました。

○議長（古賀ひろ子） 9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ほかの自治体というか、日本全国、犬と猫は人間との付き合いが長い動物で昔から人気がある動物ですので、地域猫活動に関心を持たれる方が多いということを見ると、この見込んだ額、確かに妥当かもしれないんですけど、私、ほかの自治体の成功例に学んで宇美町でもやってみるといいことだと思います。大変結構なことだと思うんですけども、ほかの自治体でなぜ成功したのか、どういう取組でやったのかと、そういった深い分析をやっていかないと、単純に模倣しただけではなかなか成功しないんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、そういった分析を踏まえた上で取り組まれるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたしました。分析といいたいでしょうか、糟屋地区では、御存じかと思いますが、古賀市と志免町がやっております。宇美町もこういうふうにして地域猫活動をやっているということで御相談といいたいでしょうか、お話をした中で、細かい分析と言われますと、そのところまでは至っておりませんが、ガバメントクラウドファンディングこれもこういうふうな事業といいたいでしょうか、これもあるということも勉強させていただきまして、使える——使えるといいたいでしょうか、そういうふうなシステムがあるならば宇美町としても使っていこうということを相対的に検証いたしまして今回の活動計画といたしました。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 同じく地域猫活動支援事業費についてお尋ねしたいと思います。

まず、単純な質問からいきます。例えば、企業版のふるさと納税、ここでもしかしたら1,000万円寄附してくれるような企業が現れるかもしれません。これは企業版だからあり得るんですね。1,000万円寄附があったとしたら、その手数料幾ら払うんですか。まず、そこを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 企業版のほうは企画財政のほうで担当していますので。代行手数料については22%ということになりますので、220万ですか、ということになります。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） もし1,000万一括で寄附があったら、220万円なんです。これ、何か考えることできないですか。220万の手数料なんて払えないですよ、普通に考えたら。そんなに手数料かからないですよ、どう考えても。ですから、1件当たりの手数料の上限、この辺りを調整するわけにはいかないのかと。そこを私、提案したいと思います。もったいないです。そんなに手数料の業務にはかからないので。もしそういった多額の寄附を企業から頂いた場合に

は、ある程度上限を決めるとか、その辺の交渉ができないのかできるのか、そこをぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず、企業版ふるさと納税につきましては、宇美町のホームページ上でも載せております。ホームページを開きますと4つの区分がされておりまして、企業の方へというところが1つあります。それを開いてもらうと、企業版ふるさと納税のページになります。ここで、直接、宇美町のほうに寄附をしたいということになると、これは手数料がかかってきませんので、私どもとしてはそういったところでしていただくのが一番有利になるというふうに考えています。

それで、議員の御質問につきましては、今のところ、私ども、6月から始めてやり方も試行錯誤しておる最中でございますので、そういった交渉ができるかということに関しての回答は今ここではちょっとできませんが、できるだけ有利な方法でということでは今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そこでなんです。企業版クラウドファンディングの募集の仕方というか、見せ方なんです。西日本シティ銀行のふるコネですか、それとJTB版、2つが利用されるということでお聞きしているんですけども、そこを通じたらさっき言ったような22%手数料を払わなくちゃいけないんです。でも、今言われたように、直接役場に問い合わせ、来て、直接納めていただく、これ手数料かからないんです。どういう見せ方でそちらに誘導していくんですか。ぜひ、この見せ方というのも非常に大事になっていくんです。

今、子育てのところで100万円入ってきました。これ、口づてで入ってきたんです、たしか。それ以後、多分1円も入っていないんじゃないですか。私はしっかり見せ方を研究していただいて、企業版せつかくやるんですから、しっかりとした寄附金額が見込めるような宣伝活動であったり、ちょっと言い方は悪いんですけど、ホームページにアップしていますだけじゃあ話にならないんです。企業の方々は宇美町のホームページ見ないんです、そんなに。どう誘導していくかということも含めて、見せ方、宣伝の仕方、どうやっていこうと考えているのか。できたら町に直接寄附を頂けるような仕組みというのをしっかりPRしていただいて、そこに寄附していただく。この取組をどう考えているのか、ぜひ具体的な政策を示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 先ほどの回答とちょっと重複するかもしれませんが、まず、企業版ふるさと納税につきましても、当課といたしましては、貴重な財源として力を入れていき

たいというふうには思っております。

それで、先ほども言いましたように、6月から議員のほうからもありましたとおりJT Bが運営するふるコネ、西日本シティ銀行が運営するふるかむ、この2つで（発言する者あり）はい。ふるかむを利用させていただいております。幸いありがたいことに、7月に1者、福岡県内の企業からでございますけれども100万円の寄附を頂いております。これは西日本シティ銀行のサイトのほうのつながりということでございます。

最終的には、見せ方といいますか、そういったことに関しても、当然、先ほども言いましたように調査・研究をしてまいりたいというふうには思っておりますけれども、いずれにしても企業に対するアプローチ、これが非常に大事になってくるというふうを考えております。効果的かどうかは分かりませんが、ふるさと納税のマッチングイベントというのがございまして、これにつきましては、企業版ふるさと納税の募集を行う自治体と興味がある企業、これをマッチングするイベント、そういったものもございます。そういったものも含めて参加を今検討しているところでございますので、今後、調査・研究をしていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、しっかり研修・検討をしていただいてやっていただきたいなど、こう思っているわけなんです、ちょっと戻りまして10ページになります。こども教育総合支援センターの管理費、設計業務委託料256万3,000円についてお尋ねしたいと思います。

ハピネスの中庭周辺のガラスにひびがたくさん入っていて非常に危険な状態と。いち早く早急な手だてが必要だと私も感じておるところなんですけれども、気になるのが、その中庭にある誰も立ち入ることができない中庭なんです。中庭の扱いをどうしていくのかということが重要なポイントになってくるかなと私は思っています。花が植えてあって気持ちが和むというのはあるんですけれども、ここを例えば芝生広場にやってしまうと。そうすると、小さなお子さんが自由に遊べる空間ができるんです。お母さん方は周りでダベリングしながら見守りもできるんじゃないかなと思っています。ぜひその辺りも考えていただいて、あと、ゆうゆうさんとのコラボレーションですね。ゆうゆうさん、てくてくひろばなんていうのもやってありますし、隣の土のグラウンドでてくてくひろばをやってありますけれども、そういったところもあそこは芝生になるとやれるんじゃないかなと、こう思っていますけれども、その辺りの見解、ぜひ示していただけたらなど。せっかくやるならそこまで踏み込んでいただいてはどうかなと。提案になりますけど、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 光庭の使い方についてはいろいろな考えがあるかなと思っています。一番大事なのはやっぱり安全性。あそこに出るドアが非常に重いドア、そういうところも

改善も当然必要なのでしょうけれども。それともう1つ、今、センターのほうでは部屋数が思いのほか部屋が少ない、そういう課題もありますので今後、この調査をしていながら、どういう方法がいいのかということを考えていきたいと思えます。当然、あと周りのそういう広場も、ゆうゆうとか、ファミサポとか、いろんなところと連携しながら有効に使っていければと考えてはおります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） こども教育総合支援センターの質問が出ましたので同じ内容で、13節の使用料及び賃借料ですが、空調機のリース料が上がっていますが、なぜ今度は改修等を入れるのになぜリースが必要なのかという件と、時期が2月、3月のみで上げてあるみたいなんです、当然12月とか1月寒い時期があるんですが、そのときはどのようにされるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） まずリースの件なんです、ここは今回、こども家庭センターになるところとは別の実際ゆうゆうが入っているところなんです。別の系統になりますので、そのリースを考えています。また、こども家庭センターになるところには、今エアコンが入っていないところについて、別にエアコンを設置するように補助を使いながら設置するように考えているところです。

あと、時期の問題なんです、実際、今、調子のいいとき悪いときがあつて、全く使えていないというわけではないです。ただ、この夏どうにか乗り切れたというのはとても幸いだったなと思っているんですけれども、今、議員言われるように冬の寒さもありますので、今は社協側の事務所から風を流したり、熱風を流したり、ほかの機材を使いながらということで過ごしておりますので、この2月、3月というのは、今、業者とも検討をしながら、この時期だったら確実に入りますということで、この時期を選定させていただいたところです。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

ただいまから14時15分まで休憩に入ります。

14時07分休憩

.....

14時15分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5款労働費から9款消防費まで、52ページから67ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、10款教育費から11款災害復旧費まで、68ページから87ページまで、質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の69ページ、資料の17ページの一番上になります。学校支援事業の補正についてお伺いします。

会計年度任用職員の日給、その報酬が1,003万2,000円の補正が上がっておりますが、この説明書を読みますと、当初予算では月給22名雇用する予定としておりましたが、募集の結果、日給で雇用要望が多かったためということを書いてありますが、もうちょっと詳細に教えていただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 学校教育課の会計年度任用職員の件でお答えいたします。

まず、初めにうちが当初で予定しておりましたのは、月給として会計年度任用職員を雇用したいということで、書いていますとおり22名分の予算を、これ月給になりますと総務課のほうの予算で計上しますので、そちらのほうで計上していました。

実際に募集をかけてお話を伺ったところ、いや時間的にそんなに長い時間じゃなくて例えば週に、私2日入りたいとか3日でもいいんですとか、短い時間であれば入れますという方が結構おられました。それで学校教育課としては、これ学校に配置する人数になりますので、例えば、月給じゃないと駄目ですとなったときに、そういう方を断ってしまうと学校に配置する人数が減ってしまいますので、総務課とも協議しまして、ある程度月給で持っている予算を日給のほうに回していいんじゃないかということで、雇用の形態を変えたということになります。

その関係上、ここで22名と書いてありますが、実際、現状はこの22名予定中で、月給で今雇っているのは13名。残り9名分があるわけですが、この分を今のところ日給で14名、当然、時間数とかが減りますので、人数的には多く雇えるということで、そういう対応をしているところです。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいきますと73ページになります。事業一覧表に基づきますと19ページになります。井野小学校教育振興費の中身についてお尋ねをいたします。

教育の日になんだ取組としてVRを活用した体験型学習発信プロジェクトをされるということで、その中で、6年生を対象に360度パノラマコンテンツを作成するということですが

も、こういった取組自体には特段言うことはないんですけども、ただ、井野山あるいは宇美八幡、こういった歴史学習のツールとしてということで、選ばれた対象が町内の少し足を伸ばせば実物が目にすることができるものが、わざわざ145万かけてコンテンツをつくるよりも、私はまず実物を子どもたちに見せて学ばせるというのが教育の在り方ではないかなと。コンテンツの対象として選ばれたのが町内の非常に身近なところにあるということが私はどうもちょっと引っかかっているんですけども、これはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 井野小のこの事業に関してなんですけれども、まずは、実はこれ、何ていうんですか、やるのが実は初めてなんです。今言われているようにGIGAスクール構想とかということでICTの推進もやっている。それから、ここに説明をちょっと書いていますけれども、九州電力とたまたま包括協定を今年度やっておりまして、この中でこういったその授業、ICT関係もうちはカバーできますよというようなお話もありました。そういう中で、井野小学校としては、まずは、外もありますけれども井野小学校地域での紹介できる場所等について取材等も含めてこういったコンテンツをつくって、このコンテンツは当然、授業参観等で発表は行いますが、その後は学校のほうにももらえるというふうになっているので、今季限りではなく、当然、町内のお話ですから今後もそこでつくった映像についてはPRできるというふうに学校のほうは言っております。

そういった中で、予算についてはおっしゃるとおり私も確かにこれを初めに聞いたときには高額だということで、今現在も九州電力のほうには予算については検討していただきたいということでお話を持ち上げております。できればこれが安く済めばというふうに考えておるところです。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほども質問が出ましたけれども、資料でいくと17ページになります。学校支援事業費です。1,032万円の補正が組まれています。ここでお尋ねしたいことは、応募された方々の資格要件どのようになっているのかと。教員免許を持ってあるのかとか、その辺り、どのような募集をされているのでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 資格についてなんですが、今言われるように基本は教員免許、それから保育士の免許とか、そういった教育に携わる免許を持ってある方を募集しております。ただ、今年度については、免許を持っていない方というのも実際に雇入れはしておるところです。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 地域に教員免許を持った方がなかなかおられないという実情もよく分かっております。そこを踏まえてお尋ねしたいんですけども、本当は県がきちんと教員配置す

れば問題ないんです。ただ、これ財源を見ますと、大半が一般財源になっているわけなんです。県が配置しなくて、そこを町の費用を使ってでもしっかり人員補充していくよと、この姿勢は私とっても大事じゃないかなと思っているんですけども、こういった人員補充する際に、県に対してきちんと要望活動ができていますのかどうか。もっときちんと人員配置してくれよとか、それに対する財源を渡してくださいよ、そういったことは要望しているんですか。その辺りをぜひ回答していただきたいと思います。足りなかったらしっかり要望していただくように促していきたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 今、丸山議員がおっしゃったのは、いわゆる県費負担教職員のことですね。学校は定数が決まっていますので、それに対して県に要望して教員を配置してくれと。これは県が決めるわけじゃなくて、町独自に教員というか、そういう会計年度任用職員を配置しておりますので、それはもう町独自でやられますので。よろしいですか今の回答で。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 分かりました。県費で足りないところを、町費を使ってでもしっかり子どもたちのためにやっていこうという姿勢が見て取れましたので、そこはオーケーです。

19ページなんですけれども、先ほどの質問で出たVRを活用した体験学習の発信プロジェクトここについてお尋ねしたいんですけど、私もARとVRの区別がぼつと言われるとなかなか理解できないようなものになるんですが、成果品がどのようなものになるのか、もうちょっと詳しく説明していただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 実は私もVRと聞いたときに、まずはよくある眼鏡をして、まるでそこにいるかのような実体験ができるというのがVRと。確かにVRという言葉自体はそれで間違いないようです。ただ、ここで言う九州電力との協定の中でつくろうとしているものは、実は違いました、これ話を聞けば。そういった眼鏡を通さずに、分かりやすいのは、今、グーグルマップでストリートビューが360度で見れると思います。それを例えば、一歩進めると、まるでそこを歩いているかのような画像が多分パソコンで出ると思うんです。こういったものをコンテンツでつくると。ですから、いわゆるちょっとした動画と映像のつなぎ合わせといったものが恐らくできるのではないかというふうに聞いております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 分かりました。そこでなんですけれども、この成果品というのを学校教育のところだけで活用していくというのは、私、もったいないんじゃないかなと思っておりま

す。例えば、宇美町のユーチューブチャンネルがありますよね。コンテンツが少のうございますけれども、そこでも一般の方でも閲覧できるようにするとか、ほかにシティプロモーションの一環で活用することはできないのか。ぜひその辺は、せっかくシティプロモーションできましたので、どう具体的に今後そのコンテンツを幅広く活用できるかというところを回答していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。どちらでも結構です。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 先ほどの回答の中でも、今後活用していきたいというふうに私もお話をしておりました。ぜひ、そういった町のプロモーションの中に入れるとか、そういったことにもぜひ使っていきたいと思いますので、うちからそういったものがあれば担当課のほうと協力・協議をして使っていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、その辺は検討していただきたいなと思っております。

次の質問なんですけれども、同じ19ページなんです。宇美小学校の校舎外壁等改修事業費で590万円計上されております。これが財源のところを見ると国庫補助金はゼロなんです。地方債だけで賄おうとしておるんですけれども、それにプラス一般財源ということなるんですけど、国庫補助金は活用できないんですか。これ、十分できる要件に含まれるんじゃないかなと思いますけれども見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今回上げておりますのは、書いてあるとおり、工事費と石綿含有の調査になっております。それで、設計になるので、今回、国の補助というのをのせておりません。もともと石綿含有のほうは全く補助がつかないので、もうこれは単費になります。次年度、工事等になれば、言われるように国庫補助をつけた上で、その残りの分を起債等考えるというふうに予定しております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数で79ページのほうになります。6項の社会教育費の中で城カード購入費というものが出てきまして、私だけが知らなかったのならちょっとお恥ずかしい限りですが、聞くは一時の恥ですので。城カードというのは私初めて聞いた、これどういうものなのか。これ、購入費で7万4,000円上がっていますけど、どうもこれは販売されているようです、販売するために買われた。どういうことで、どういう目的でつくられたもので、どういうふうにするものなのか、ちょっと説明のほうをお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 私のほうからお答えいたします。

シティプロモーション課のほうで文化財PR係というのがございまして、そちらのほうで予算を計上させてもらっております。

今回補正になりましたのは、お言葉は聞かれたことあると思うんですけど、日本遺産西の都で構成文化財の大野城跡というのがございます。これは日本100名城に指定されております。

日本城郭協会というのがございまして、そちらが100名城カードをつくと。それを構成町であります太宰府市と大野城市、2市1町で製作をして販売をするという形に話がなりましたので、宇美町だけ抜けるわけにはいきませんので、2市1町で作成をして販売をすると。これにつきましては、だから今言いましたように、つくった上で販売をするというものでございますので、これにつきましては、歳入につきましても、これは歳入の、これ予算書、言っているのか分かりませんが、予算書の21ページのところに、城カード販売代金というもので収入の額のほうを入れております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。それで、枚数に直すとこれは何枚分になるんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） これにつきましては、300枚でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の73、75ページ、資料の18ページの上なんですが、クロムブック修繕事業についてお尋ねします。これ見てみると結構な金額で修繕料がかかっています。当然、小学校費のほうで断然かかっているんですが、これはやっぱりリスクとして考えるしかないんですかね。これ、何かもうちょっと抑える方法とか、その辺の検討はされていますか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） これは、実は担当課としてもGIGAスクールを始めたところ、修繕代というのが昨年度もそうでしたけれどもかなりかかっているということで、ちょっと頭を悩ませている部分ではあります。ただ、ちょっとお話ししますと、この修繕の中身が実は去年が一番多かったのはOS不良といって開いたときに動かないとか、いきなりキーが言うことを聞かないとか、こういったことの修繕等が大変多ございました。これについては、実は今年度の途中にうちの担当が業者と話しまして、もう一度、再インストールというんですか、システムをやり直すと修繕ができるというのが分かりましたので、各学校にそのツールをお渡しして、ある程度の修繕を自分たちでできるということをやり始めています。

今回ここに上げている分に関しては、そういった安価な修繕ではなくて、実際に物を落として

しまって画面が割れたとか、キーボードが破損した、こういったものの修繕が、結局、もうどうしようも僕らでは修繕ができないということで上げている次第です。ですから、金額はちょっとかかっておりますけれども、台数的には去年の見込みよりは減っているということです。

今後、こういった保険等の検討というのは必要だというふうに考えておりますので、またそろそろGIGAスクールについても導入してからも既に4年ぐらいたっています。買換えの時期等がまたやってくるのではなかろうかと思っておりますので、それに向けて、今後、こういった故障の保証等も今担当のほうで考えておりますので、今後、また報告していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰） 予算書の83ページで、保健体育費の中で委託料、栄養士派遣業務委託料で300万以上の減額がありますが、この内容をお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 給食費の関係での栄養士の派遣業務ですが、これ、昨年度までは栄養士自体を派遣業者に委託をして派遣をしてもらっておりました。去年度の末ぐらいに業者から、今後の打合せをしたときに、派遣業者のほうでもう派遣はできませんというふうな回答を頂いたところです。それで、当初予算時では、うちは委託で例年どおり行う予定としておりますけれども、年が明けて1月から3月までの間にその事案が発生しまして、ほかの業者等も当たりましたけれども、派遣として職員をすることができないという業者がほとんどでして、でも、うちとしては誰もいないじゃあ困るということで、この分については会計年度任用職員で今年度から雇っておりますので、そちらのほうに切り替えたということでマイナスの予算を上げているところではあります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。14ページから23ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） すいません、質問しそびれたことを思い出しましたので。先ほど、城カードについて質問いたしましたけれども、これを売った分が町の利益になるのであれば、300枚購入されましたよね。引き続き追加で販売するとか、300枚買ったならもうそれで追加

の販売をする予定はないのか。引き続きこれを販売続けていけば少しでも町の収入になるんじゃないかなと思ったんですけど、その辺のお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 一度の発注が一応300枚と考えておりますけれども、逆にすこぶる売行きがもしよろしければ、そこは頼めば増刷とかは可能だと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） これはどこに行けば買えるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 一応、年内に製作する予定ですので、当課の窓口で販売できると考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時39分散会
